

2019年6月

## 従業員承継—経営者保証・担保の整理

従業員に事業の承継を行う場合、現経営者による個人保証や担保提供の処理が問題になります。つまり、現経営者としては、個人保証や個人資産に設定された担保を事業承継に際して解除してもらうことを望むのが通常ですし、逆に後継者（及びその家族等）としては、先代経営者の個人保証等を引き継ぐことはできる限り避けたいと思うはずです。

そこで、本稿では、従業員承継における経営者の保証・担保の整理方法につき、経営者保証ガイドラインを用いた活用例をもとに解説したいと思います<sup>1</sup>。

### 1. 保証債務の整理

#### (1) はじめに

一般的に、中小企業が金融機関から借入れを行う場合、信用補完や経営者の行動を規律するなどの観点から、経営者が保証人（主に連帯保証人）となることが求められます<sup>2</sup>。しかし、事業承継により経営者が交替したにもかかわらず、先代経営者が引き続き保証債務を負うことは過大な負担となりますし、先代経営者が保証債務を負担したまま死亡してしまった場合には、相続人が先代経営者の保証債務を承継することになってしまいます。また、後継者としても、事業を承継する際、先代経営者の代わりに自身が保証人となることを躊躇い、その結果、事業承継自体を断念してしまう場合もあります。

したがって、先代経営者や後継者からすれば、円滑に事業承継を行うために、先代経営者の保証債務を解消しつつ、後継者が保証債務を負担しないようにすることが最も望ましいといえます。しかし、金融機関としては、一般に経営経験に乏しい後継者が事業を承継することを懸念し、先代経営者との間の保証契約の解除にはなかなか応じない傾向にあり、先代経営者との保証契約を維持

したまま、後継者にも保証人となることを求めることが多いのが現状です。

そこで、中小企業庁及び金融庁の関与のもと、日本商工会議所及び全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」は「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」といいます。）を策定・公表し、事業承継時の保証債務の整理に関する準則を示すことで、事業承継の円滑化を促しています。なお、経営者保証ガイドラインの策定経緯の詳細及び概要については、弊所の事業承継ニュースレターVol.6「2 経営者保証ガイドラインの策定」及び「3 経営者保証ガイドラインの概要」をご参照ください。

#### (2) 整理方法

経営者保証ガイドラインは、その第6項(2)において、事業承継時の既存の保証契約の適切な見直しについて、主たる債務者及び後継者が取るべき対応、並びに対象債権者が取るべき対応について、それぞれ規定されています。なお、これら経営者保証ガイドラインが示す先代経営者の保証契約の解除及び後継者の保証契約締結の回避のための準則については、事業承継ニュースレターVol.6「4 主債務者（会社）の経営状態・財務基盤が安定しており、対象会社の債務の圧縮等を行う必要性がない場合における保証債務の処理について」で、詳細に解説しておりますのでご参照ください。

#### (3) 活用例

経営者保証ガイドラインに沿った保証債務の整理の活用例として、以下のような事例を考えてみることにします。

【事業承継WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

中森 亘 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wnakamori@kitahama.or.jp))

浅沼 大貴 ([d-asanuma@kitahama.or.jp](mailto:d-asanuma@kitahama.or.jp))

大滝 晴香 ([hotaki@kitahama.or.jp](mailto:hotaki@kitahama.or.jp))

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル

TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F

TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F

TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

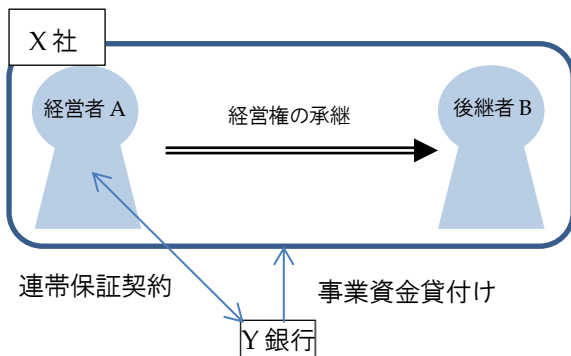
<http://www.kitahama.or.jp/>

**(相談内容)**

X社の代表取締役で株主であるAは既に75歳を超えた高齢であるが、親族等に後継者候補がないため、営業本部長として長年会社に貢献してきたBに経営権を承継させたいと考えています。

しかし、X社がY銀行から事業資金を借入れる際、Aが連帯保証をしていました。Y銀行からの借入金は元本だけで5000万円以上残っているため、Aは、Bに対して経営権を承継した後も連帯保証人としての負担が残存することを懸念しています。他方で、Bは、家族から、会社の借入金を連帯保証することについて反対されているため、Aから経営権の承継すべきか否か躊躇っています。

そこで、AとBは、Aの連帯保証を解除しつつ、Bが新たに保証人となることを避けて、X社の経営権をBが承継できないかと考えています。



**【経営者保証ガイドラインの活用】**

相談を受けた弁護士は、経営者保証ガイドラインに従い、以下の根拠<sup>3</sup>を示して、Aとの間の連帯保証契約の解除及びBとの間の新たな連帯保証契約締結の回避に向けてY銀行と交渉することになりました。

**【Aとの間の連帯保証契約解除にかかる根拠】**

- ・今後、AがX社の実質的な経営権・支配権を有しないこと（X社の経営権をBに承継させると同時に、今後はX社から一切の報酬を受け取らず、支配株主の地位も退くこと等）。
- ・X社の資産及び収益状況から、十分な返済能力があること。

**【Bとの間の連帯保証契約締結回避にかかる根拠】**

- ・X社とB個人の資産・経理が明確に分離されていること（X社の事業活動に必要な事務所や工場等はすべてX社の所有に属していること、Bの所有資産がX社の事業に用いられている場合にはX社からBに適切な賃料等が支払われていること、X社からBに対し事業上の必要性が認められない貸付けは行っていないこと、Bの個人としての費消（飲食代等）についてX社の経理処理としていないこと等）。
- ・X社とBとの間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと。

- ・X社の資産及び収益状況から、十分な返済能力があること。

かかる根拠を基に、A、B及び金融機関とが納得できる処理方法を検討し、鋭意協議を行うことで、AからBへの円滑な経営権の承継を実現することができます。ただし、これは、経営者保証ガイドラインの活用例の一つの事例にすぎず、金融機関の対応としては、依然として「先代経営者の保証契約を解除せず、かつ、後継者と新たに保証契約を締結する」というケースも少なくないと聞いています。

**2. 担保の整理について**

経営者は、会社の借入れに際し、個人資産に担保権を設定することも多く、保証債務と同様、先代経営者に過大な負担が残らないよう、事業承継に際し担保権を解除することが望ましいといえます。

しかし、担保権の解除については、経営者保証ガイドラインのような準則は存在せず、先代経営者としては、金融機関等の債権者に対し、担保権を解除してもらうよう根強く交渉をするしかありません。その際、後継者の個人資産への抵当権設定を代わりに求められる場合があり、後継者において保証契約の締結と物的担保の提供の両方ともを免れることは難しいのが現状です<sup>4</sup>。

**3. 最後に**

以上のとおり、経営者保証ガイドラインの策定はなされたものの、事業承継に際して経営者保証及び担保権を解除することは、未だ難しい状況にあるといえ、経営者保証ガイドラインの今後の更なる充実化、実務における普及が期待されます。

以上

<sup>1</sup> なお、本稿では、会社の経営状態・財務基盤が安定していることを前提とした保証・担保の整理方法について解説いたします。会社が債務超過であり、債務圧縮等を行う必要性が高い場合等、事業承継に際して私的整理が必要な場合については、事業承継ニューズレターvol.7をご参照ください。

<sup>2</sup> なお、経営者は、取引先に対する買掛金等の債務についても連帯保証を行うこともあります。本稿では、経営者保証ガイドラインの具体的な活用例を紹介するため、対象債権者である金融機関からの借入れに焦点を当てています。

<sup>3</sup> 「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aを基に記載しています。  
[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline\\_ga.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline_ga.pdf)

<sup>4</sup> このことは、経営者保証ガイドライン第6項(2)②イにおいて、経営者等からの十分な物的担保の提供があるか否かが保証契約の必要性の検討の際の事情の一つ(同第4項(2)ホ)となっていることから明らかといえます。